

就労支援の充実について

令和 6 年度から令和 8 年度の障がい者支援計画の進捗報告②－ 2

第1章

就業・生活支援センターにおける関係機関
との連携状況等調査について

就業・生活支援センターにおける関係機関との連携状況等調査について

令和6年10月8日開催の令和6年度第1回大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会の議論を踏まえ、「就業・生活支援センターにおける関係機関との連携状況等についての調査」を行い結果をとりまとめましたのでご報告します。

令和6年度第1回大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会資料抜粋

◇背景

計画策定・推進部会ワーキングでのご意見（令和5年度第2回）

- ・これまで質の向上は、就労継続支援A型に焦点があたっていたが、就労移行支援や就労継続支援A型は、全国で一番多く、就労継続支援B型も増加しており、質の向上は就労系サービス全般に求められている
- ・就労系障がい福祉サービスアセスメントシートは、あまり活用されていないのでアセスメントの仕組みの再検討が必要
- ・就労定着支援事業所は、就労移行支援等から一般就労した人を支援する仕組みとすれば、就労移行支援事業所に比べて数が少ない
- ・就労定着支援事業所は、企業に働きかけて、企業がきちんと雇用管理できるようにする役割があるが、支援の質の確保ができているか

◇ご意見を踏まえた調査を実施

就労支援にかかる地域の中心的な役割を担う就業・生活支援センター（以下、「センター」という）における関係機関との連携状況等について調査を行うことにより、

- ・就労系事業所における支援の実態
- ・就労系事業所など関係機関との連携状況 等について把握し、必要な対応等について検討を行った

加えて、令和7年度実施予定の新たな障がい福祉サービス「就労選択支援」の円滑な実施につなげることができるよう、関係機関の連携による適切な手法等についても合わせて整理

調査概要

調査対象

本市 7 地域のセンター

調査手法

アンケート調査と聞き取り調査を併用

① アンケート調査（聞き取り調査に向けた事前情報の収集）

内容

- ・利用者ニーズに対する事業所の充足状況
- ・事業所間の議論の有無
- ・支援を行った後の移行先
- ・定着にかかる支援の契機となる機関

② 聞き取り調査

内容

- ・就労系サービス事業所の支援について
- ・就労系サービス事業所との連携にかかる課題
- ・就労選択支援について

調査期間

① アンケート調査

11月28日 ～ 12月6日

② 聞き取り調査

12月10日 ～ 12月26日

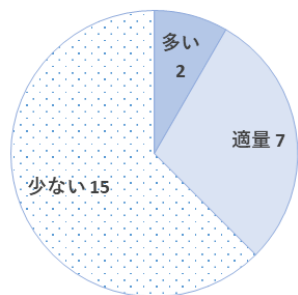
アンケート調査結果①

◇利用者ニーズに対する事業所の充足状況

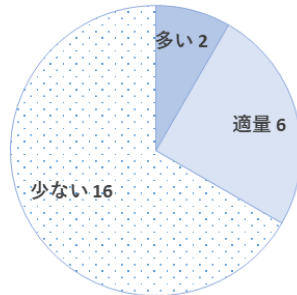
センターが個別相談に対応する中で感じている状況について区ごとの回答結果を集計

図 アンケート結果

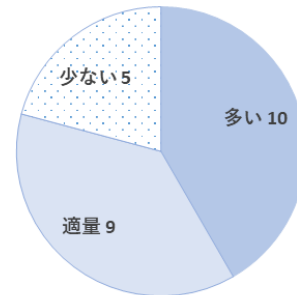
(24区) 利用者のニーズに対する
就労移行支援事業所の数



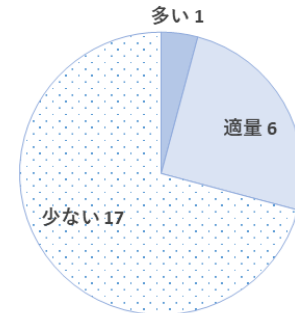
(24区) 利用者のニーズに対する
就労継続支援A型事業所の数



(24区) 利用者のニーズに対する
就労継続支援B型事業所の数



(24区) 利用者のニーズに対する
就労定着支援事業所の数



- ・就労継続支援B型事業所については、利用者のニーズに対して事業所が「多い」との回答が多かった

【参考】区ごとの事業所数としては、此花区を始め少ない区がある

- ・就労継続支援B型事業所以外の就労系サービス事業所については、利用者のニーズに対して「少ない」との回答が多かった

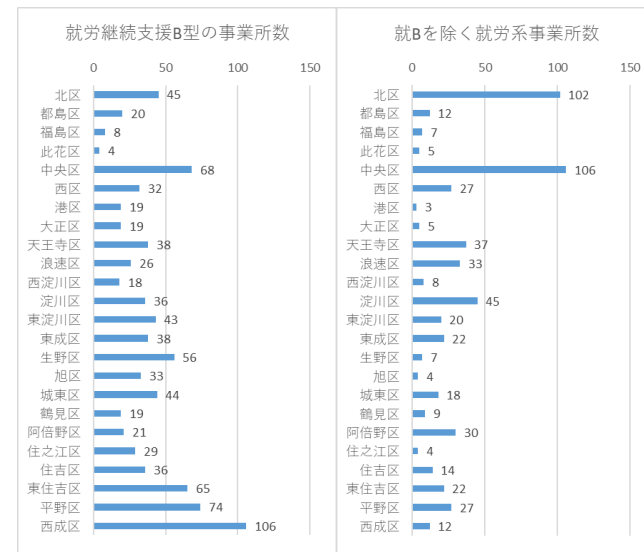
【参考】区ごとの事業所数としては、北区や中央区が突出して多い

※委員ご意見

「就労定着支援事業所は、就労移行支援等から一般就労した人を支援する仕組みとすれば、就労移行支援事業所に比べて数が少ない」

アンケート調査結果としては、就労移行支援事業所と就労定着支援事業所の差は見られなかった

【参考】12月1日現在の就労系事業所数



アンケート調査結果②

◇センターが就労定着の支援を行う契機となる機関

契機となる機関として、特別支援学校、就労先企業、ハローワークなどが「多い」となっているほか、就労移行支援事業者や就労定着支援事業者など就労系サービス事業者が契機となることが「多い」と回答があった。

機関名	東部地域就ボツ (北区、中央区、東成区、天王寺区、生野区)	淀川地域就ボツ (西淀川区、淀川区、東淀川区)	北部地域就ボツ (都島区、旭区、城東区、鶴見区)	西部地域就ボツ (福島区、此花区、西区、港区、大正区)	中部地域就ボツ (浪速区、阿倍野区、西成区)	南西部地域就ボツ (住之江区、住吉区)	南部地域就ボツ (東住吉区、平野区)
特別支援学校	多い	多い	多い	多い	多い	多い	多い
特別支援学校以外の教育機関	多い	少ない	少ない	少ない	多い	多い	多い
就労先企業	多い	多い	少ない	多い	少ない	多い	多い
就労移行支援事業者	多い	少ない	多い	多い	多い	多い	多い
就労継続支援A型事業者	少ない	少ない	少ない	少ない	これまでにない	これまでにない	多い
就労継続支援B型事業者	少ない	少ない	少ない	少ない	これまでにない	少ない	少ない
就労定着支援事業者	多い	多い	多い	多い	多い	多い	多い
生活介護事業所	少ない	これまでにない	これまでにない	これまでにない	これまでにない	これまでにない	これまでにない
自立訓練事業所	これまでにない	これまでにない	少ない	これまでにない	これまでにない	少ない	少ない
障がい者職業訓練施設	少ない	少ない	多い	多い	少ない	少ない	多い
ハローワーク	多い	多い	多い	多い	少ない	少ない	多い

就労移行支援を利用して就職が決定した利用者に対しては、職場定着のための支援として就労定着支援の利用が想定されているが

・就労移行支援事業者が契機となることが「多い」

＜参考：聞き取り調査より＞

就労定着支援事業者は、支援の実態がわからない就労移行支援事業者からの引継ぎを受けるのが難しいと考えているのではないかと

- ▶ 就労移行支援事業者と就労定着支援事業者の連携ができていない可能性がある

就労定着支援サービス提供期間（最長3年）で企業が雇用管理できるように支援することが求められているが

・就労定着支援事業者が契機となることが「多い」

＜参考：聞き取り調査より＞

就労定着支援事業者は、企業が主体的に利用者に対しサポートを出来るような、定着支援を行う意識が低いのではないかと

- ▶ 就労定着支援サービスが目標としている支援を十分にできていない可能性がある

事業者間の連携や支援の質に課題がある可能性

※委員ご意見

「就労定着支援事業所は、企業に働きかけて、企業がきちんと雇用管理できるようにする役割があるが、支援の質の確保ができていないか」

聞き取り調査結果①

◇就労系サービス事業所の支援について

【就労系事業者全般】

- ・福祉的な支援が不十分な営利目的の民間企業が参入している
- ・支援の実態が疑わしい事業所が報酬を得ている

【就労移行支援】

- ・利用者と企業のマッチングが適切に出来ていない事業所がある
- ・利用者支援を適切に実施できず、センターにフォローを依頼してくる事業所がある
- ・職員の入れ替わりが多く、スキルの継承ができていない事業所がある
- ・サービス利用終了後も責任を持って定着支援を行っている事業所もある

【就労継続支援A型】

- ・同法人の一般就労と就労継続支援A型を繰り返し在籍させていることに問題を感じていない

【就労継続支援B型】

- ・居場所づくりや仲間づくりの場として、訓練としての視点による支援が行われていない実態もある
- ・精神障がい者向けのサービスが増加
- ・在宅ワークが増加

【就労定着支援】

- ・3年間の期間があるが、企業定着に向けた意識が低く、就労定着支援が目指す支援ができていない事業所がある
- ・就労移行支援サービスを併設している就労定着支援事業所としては、定着にかかる実績報酬部分があるため、別法人の就労移行支援事業所が行ったマッチングがうまくいかなかった利用者を支援するメリットを感じにくいのではないかと

◇就労系サービス事業所との連携にかかる課題

- ・定着にかかる支援の引継ぎ時に、どのような情報が必要かの認識が違いため情報共有が不十分になる場合がある
- ・利用者がセンターに登録することの必要性を理解していないなど、利用者のセンターに登録するニーズを整理せずに引き継ごうとする就労定着支援事業所がある
- ・就労継続支援B型事業所の急増により、各事業所の運営状況を把握することや円滑な連携のための顔と顔が見える関係を築くのが難しくなっている

聞き取り調査結果②

◇その他の意見

- ・センターや事業所が顔と顔の見える関係を持つことで、関係機関による共通の認識に基づいた支援や円滑な連携が期待できる
- ・質を確保するために、事業所指定に自立支援協議会の同意を得る仕組みがあればどうか
- ・増加し続ける事業所の対応策が必要
- ・新しく指定を受けた事業所に対しては、就労系福祉サービスの意義などを周知する必要がある
- ・就労定着支援事業者でも、きちんと支援しているところもあり、効果的な支援を調査するのも良い
- ・「お守り」としてセンターに定着支援の登録相談があるが、登録時点で支援が必要かを企業や事業所は考えるべきである

今後の対応について

- ・各サービス事業所において適切なサービスを実施する必要がある
- ・特に就労定着支援事業所において、企業定着にかかる支援の充実を図る必要がある
- ・就労移行支援や就労定着支援など支援者間の円滑な連携が必要

支援の質の向上

- ・サービスごとに厚労省等が公表しているガイドブック等を就労系事業所へ周知をするとともに、就労定着支援を中心に好事例を調査し共有を行うなどの取組を実施

事業者間の連携にむけて

- ・関係機関による共通の認識に基づいた支援や円滑な連携に向けて、センターや就労系事業所などの顔と顔の見える関係づくりを支援

(参考) 障がい者就業・生活支援センター

大阪市障がい者就業・生活支援センター（中央センター1か所、地域センター6か所）は、障がい者の方が社会参加の方法のひとつとして就労し、生きがいを持って生活できるように、また、就労全般にわたって障がい者本人、家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発から職場定着まで一貫して総合的に支援を行います。

令和5年度実績

《利用登録者数》4,783人（うち新規 496人）

○新規利用登録者内訳

- ・ハローワーク 78人
- ・地域障害者職業センター 6人
- ・特別支援学校 65人
- ・就労移行支援事業所 46人
- ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 54人
- ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 61人
- ・直接利用（家族を含む） 60人
- ・上記以外 126人

《相談件数》 17,214件

《就職者数》 258人

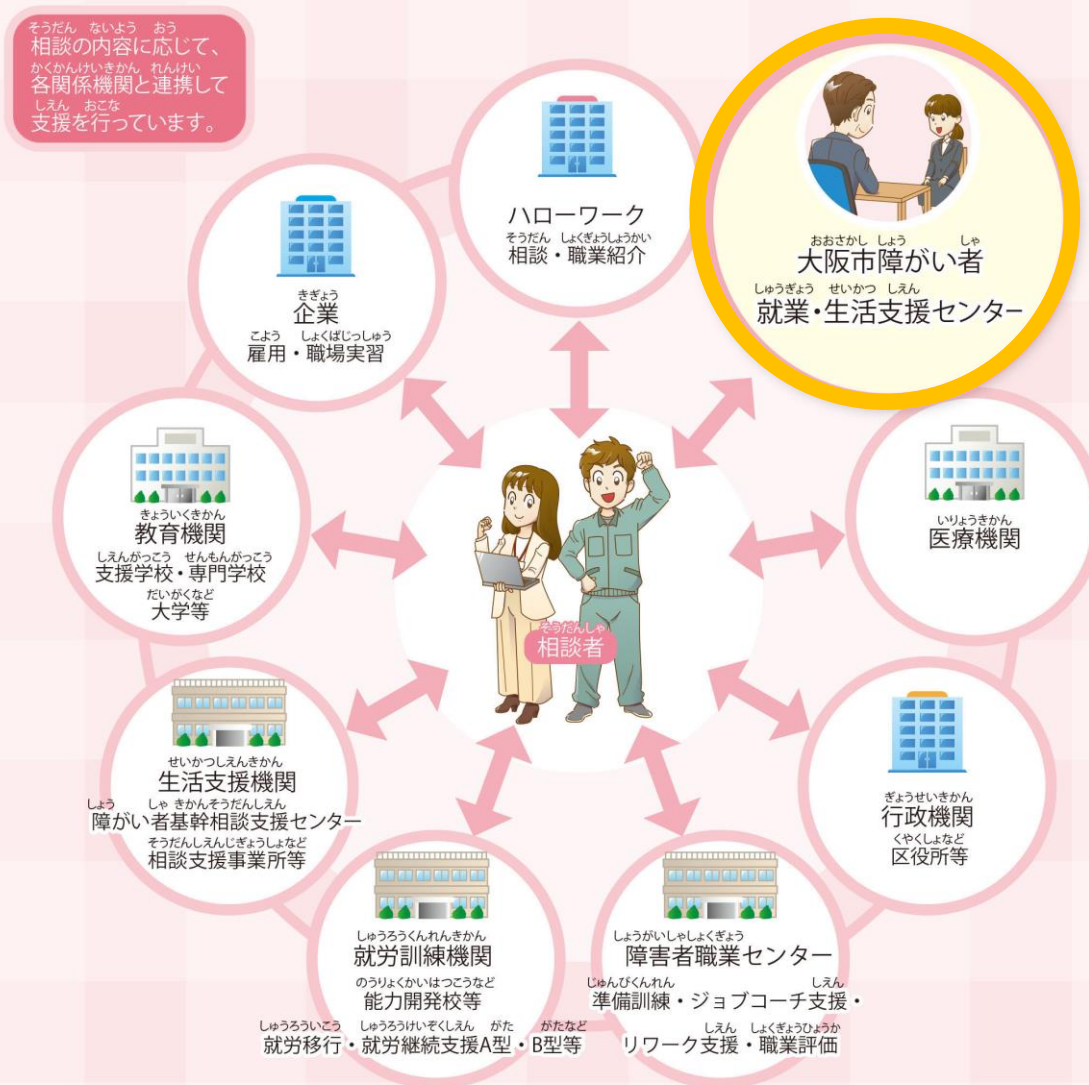
《定着支援件数》 1,650件

《地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施》

市内4か所で概ね月1回開催

【構成】

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など



第2章

就労選択支援について

「就労選択支援」の創設について

概要

- 障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設される（令和7年10月1日施行）
- 令和7年10月からの施行に向けて、現在国において詳細な制度設計がなされており、令和7年4月頃には国から示される予定

※ 以下のスキーム等については、令和7年1月開催の「社会保障審議会障害者部会」において示された資料等をもとに作成

利用対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※ 原則利用

R7.10～ 新たに就労継続支援B型を利用する場合

R9. 4～ 新たに就労継続支援A型を利用する場合

標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を更新する場合

支給決定期間・基本報酬

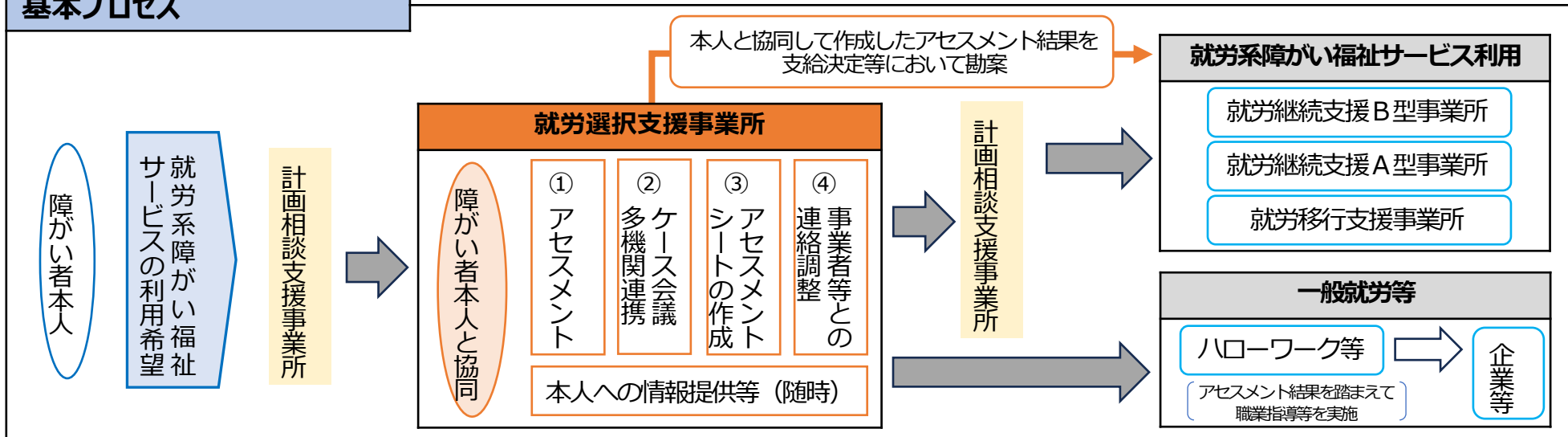
原則 1 か月（必要に応じて 2 か月）

○ 就労選択支援サービス費 1,210単位／日

○ 特定事業所集中減算 200単位／日 ※

※ 同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合

基本プロセス



聞き取り調査結果 ～就労選択支援について～

◇令和7年度実施予定の就労選択支援について

- 適切なアセスメントにより、利用者自身が選択肢を知る仕組みは有益であり、早期に全てのサービスで開始してほしい
- 意欲のある利用者にとって、就労選択支援は有効に活用されると思う
- 高いスキルと社会資源の把握など各事業所のノウハウが求められている
- アセスメントの判断基準が示されていないため、事業所間で結果に差が出る可能性がある
- アセスメントがきちんとできるかが重要
- 自法人の事業所へ利用の誘導するなど、利用者の困り込みに繋がる懸念がある
- 必要な事業所数を設定して指定することで、簡単に指定されない仕組みを作るべきである

今後の対応について

- 10月からの円滑なサービスを開始に向けて、利用者への周知、実施主体である事業所の指定申請受付を行う必要がある
- 障がいのある人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、専門的な支援と中立性の確保が求められる

円滑な制度開始に向けて

- 制度概要等の周知（4月～〔予定〕）
- 事業所の指定申請受付（7月～）
- 指定事業所でのサービス開始（10月～）

専門的な支援と中立性の確保に向けて

- 就労選択支援員養成研修の周知（4月～〔予定〕）
- 令和7年1月の国の審議会において示された中立性の確保に係る方向性のもと、今後の取扱い等に沿って実施

9. 中立性の確保について

概 要

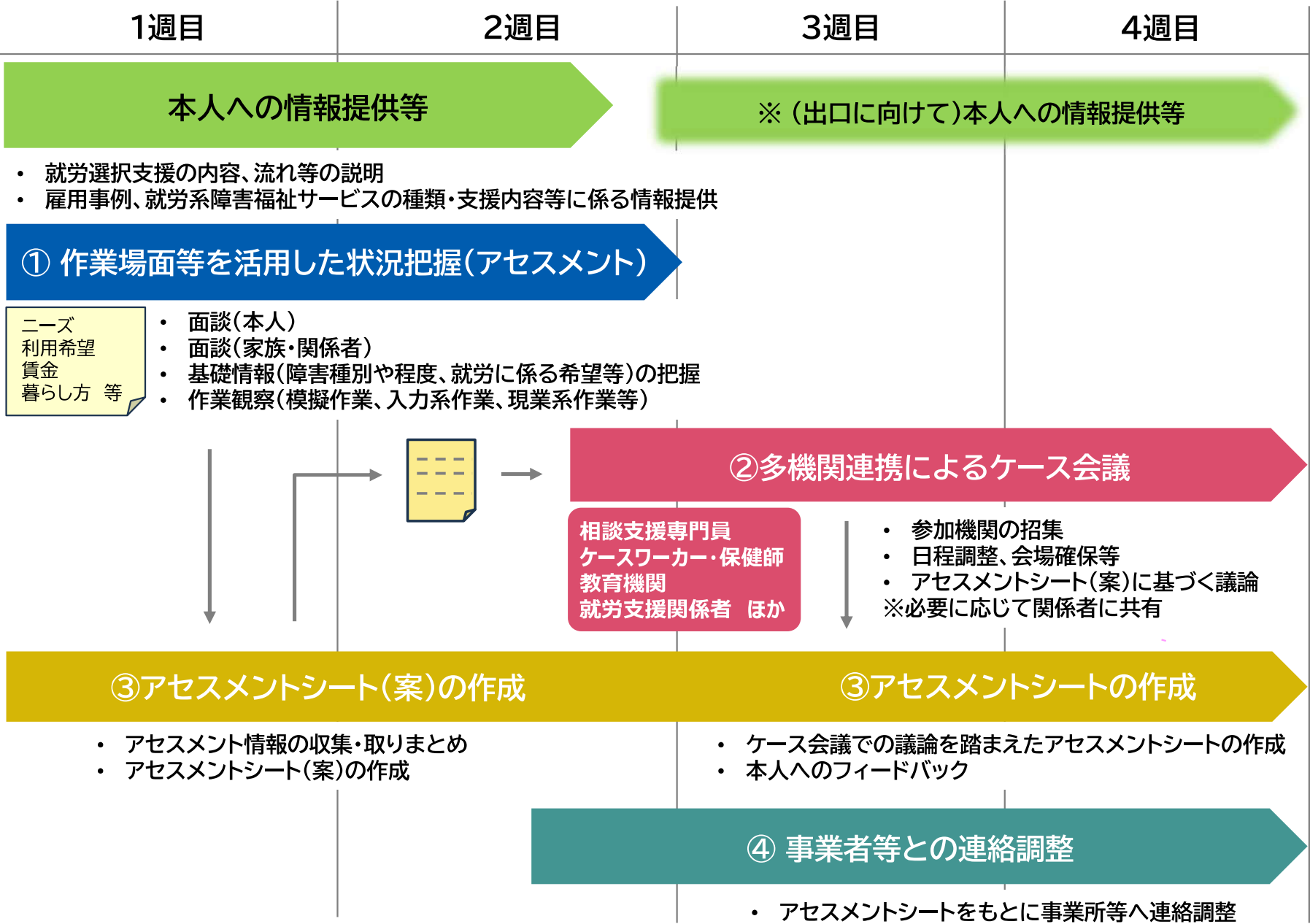
- 就労選択支援の趣旨は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することであり、そのためには、中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要。
- 令和6年度報酬改定の概要では、中立性の確保について、以下の内容を示している。
 - ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算する。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1か所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。（特定事業所集中減算）
 - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
 - ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。
 - ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催することとする。

方向性

- 事業の中立性の確保の観点から、上記の内容に加え、以下の内容を技術的助言として示す。
 - ・ 就労選択支援事業は地域の連携が重要であることから、都道府県知事が必要と認める場合には、就労選択支援を行うおうとする者は、事業指定の申請にあたり、協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。
 - ・ 就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

社会保障審議会障害者部会（令和7年1月30日）資料より抜粋



アセスメントシートの活用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

障害福祉サービス利用

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

一般就労に向けた支援

